

平成28年度消費者行政関連事業について

計画体系	事業名	事業概要	H28 当初予算	H27 当初予算	
基本方針Ⅰ 「安心な消費生活の確保」	■重点施策1 消費者取引の適正化				
		特定商取引法・消費生活条例の適正運用、景品表示法に基づく表示指導			
	■重点施策2 商品・サービスの安全性の確保				
		リコール情報・重大事故情報等の収集・提供			
■重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給					
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	■重点施策4 消費生活情報の発信・啓発				
		若者向け地域情報誌を活用した情報発信事業	若者向けの地域情報誌に、消費者トラブルに関する情報を掲載し、消費者トラブルの未然防止や拡大防止、消費生活相談窓口の周知を図る。	875,000	875,000
	(新)	コンビニエンスストアにおける消費者被害防止啓発事業	電子マネーにかかる相談件数が増加していることから、電子マネー購入場所の一つであるコンビニエンスストアに注意喚起のポップ等を設置し、消費者への啓発を図り、トラブルの未然防止につなげる。	550,000	-
		消費者フェスタ	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	185,600	341,000
		消費生活情報の提供	ビデオ、DVD、啓発リーフレット等の啓発資材を整備するとともに、「くらしのかわら版」の発行やしらしがメールの発信により、最新の消費生活情報の提供を行う。	1,042,530	866,110
	■重点施策5 消費者教育・学習の推進				
	(1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進				
	(新)	子どものための消費者教育推進事業	スマートフォンを利用し始める年代の子ども等を対象に、親子で学べる消費者教育教材を作成し、県下の小学校等に配付するとともに、制作した教材を活用した実践プログラムを実施する。	4,750,000	-
		消費者教育指導者支援事業	小学校および中学校において消費者教育の指導者（教員）を支援するため、家庭科の授業時間を活用して、消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。		1,688,000
		高校生消費生活講演会	滋賀弁護士会との共催により、弁護士や消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣。消費者トラブル被害に遭わない様、トラブル事例や対処法について情報提供を行う。	114,000	114,000
		学校関係者向け消費者教育セミナー	若者の消費者トラブル防止に向けて教師や保護者向けに情報提供を行う。	64,900	64,900
		くらしの情報セミナー	消費生活相談窓口に寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	115,380	70,080
		くらしの一日講座（出前講座）	地域や団体等の研修会に消費生活相談員を派遣し、くらしに身近な問題に関する学習機会を提供する。	58,500	58,500
		親子くらしの情報セミナー	親子で観察や簡単な実験実習を行い、子どもたちの消費生活に関する関心を高め、正しい知識を養う。	0	0
	(2) 消費者教育の担い手（人材）の育成と支援				
		消費生活相談員資格取得支援講座	県内における消費生活の専門人材の育成を目的として、消費生活相談に必要な法律や経済の知識を体系的に習得できる講座を実施し、資格取得を支援する。	4,007,000	4,610,000
	(新)	子どものための消費者教育推進事業	スマートフォンを利用し始める年代の子ども等を対象に、親子で学べる消費者教育教材を作成し、県下の小学校等に配付するとともに、制作した教材を活用した実践プログラムを実施する。	(4,750,000)	-
	消費者教育指導者支援事業	小学校および中学校において消費者教育の指導者（教員）を支援するため、家庭科の授業時間を活用して、消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。		(1,688,000)	

再掲

再掲

計画体系	事業名	事業概要	H28 当初予算	H27 当初予算	
	くらしの情報セミナー	消費生活相談窓口寄せられるトラブル等、くらしに関するタイムリーなテーマによるセミナーを開催し、適切な判断・行動・自己責任が果たせる「自立した消費者」を育成する。	(115,380)	(70,080)	再掲
	(3) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり				
	消費者月間講演会の開催	5月の消費者月間にあわせ、消費者問題をテーマとした講演会等を県内の消費者団体と共催で実施する。	251,000	251,000	
	消費者フェスタ	消費生活問題に関する催しを市町と共同で開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	(185,600)	(341,000)	再掲
	重点施策6 環境に配慮した消費者行動の推進				
	重点施策7 消費生活相談体制の充実強化				
	消費生活相談員レベルアップ事業	県および市町の消費生活相談員、行政担当職員が専門的知識や相談処理技法を習得するための研修を実施する。	391,000	391,000	
	(新) 消費生活相談対応マニュアルの改訂	既存の消費生活相談対応マニュアル「消費生活相談の道しるべ」を改訂し、県内の各消費生活相談窓口に配布する。	402,000	-	
	重点施策8 高齢者等への支援				
	高齢者向け啓発広報紙の作成	高齢者の消費者被害を防止するため、最新の消費者被害の現状を紹介するとともに、消費者被害に遭わないための知識等を提供する啓発紙を作成する。	500,000	1,080,000	
	高齢者専門紙消費生活情報広告事業	滋賀県老人クラブ連合会発行の機関紙に、高齢者向け消費生活情報を掲載する。	150,000	150,000	
	高齢者宅訪問啓発事業	交通安全協会女性団体連合会等と連携し、安全協会呼びかけの各戸訪問時等に啓発を行い、被害防止の啓発(声掛けや啓発物品の配布)に努めるとともに、被害者の掘り起こしを行う。	0	1,080,000	
	高齢者消費者被害防止パネル展示	県内各地で、主に高齢者向けの消費生活啓発パネル展示を行う。	0	351,000	
	警察と連携した特殊詐欺に関する情報提供				
	(新) 高齢者に向けた消費生活情報啓発協定事業	高齢者宅への多く配送業務等を行っている団体と協定を結び、配送先に消費生活に関する啓発チラシ等を配付いただき、相談窓口の周知等を行う。	90,000	-	
	見守り支援者等研修会	高齢者の消費者トラブルを防ぐために、高齢者を支援する関係者に高齢者を取り巻く消費トラブルの現状を知り、高齢者を地域で見守ることの大切さや地域のみんが取り組める「見守り」について考えてもらう。	93,710	93,710	
	高齢者等見守り支援事業	「高齢者等見守り手帳」を高齢者の見守りをされている民生委員児童委員や介護事業所への配布により連携を強化し、高齢者の消費者被害の防止を図る。	0	794,000	
	高齢者の消費被害110番の開設	状況をみて必要な時期に「高齢者の消費者被害110番」を開設し、高齢者からの相談の掘り起こしを図り、被害者の早期救済と被害防止に努める。	0	187,000	
	重点施策9 法令違反事業者等への指導強化				
	特定商取引法に関する事業者指導の強化				
	消費者被害に関する情報提供体制の構築				
全般	市町消費者行政活性化交付金	消費生活相談窓口の体制維持および強化、消費生活相談員の研修参加支援、消費者被害防止に向けた啓発等を実施	61,952,000	51,514,000	

基本的方向Ⅲ
 消費者被害の防止と救済